

令和4年第1回
笠間市議会定例会会議録 第2号

令和4年3月2日 午後2時00分開議

出席議員

議長	22番	石松俊雄君
副議長	12番	畑岡洋二君
	1番	坂本奈央子君
	3番	内桶克之君
	4番	田村幸子君
	5番	益子康子君
	6番	中野英一君
	7番	林田美代子君
	8番	田村泰之君
	9番	村上寿之君
	10番	石井栄君
	11番	小松崎均君
	14番	藤枝浩君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	大貫千尋君
	18番	大関久義君
	19番	市村博之君
	20番	小藪江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

2番 安見貴志君

出席説明者

市	長	山口伸樹君
副市	長	近藤慶一君
教	育	長 小沼公道君
市	長	公室長 中村公彦君

政策推進監	北野高史君
総務部長	石井克佳君
市民生活部長	金木雄治君
保健福祉部長	下条かをる君
産業経済部長	古谷茂則君
都市建設部長	吉田貴郎君
上下水道部長	横手誠君
市立病院事務局長	後藤弘樹君
教育部長	堀江正勝君
消防長	堂川直紀君
笠間支所長	太田周夫君
岩間支所長	島田茂君

出席議会事務局職員

議会事務局長	堀越信一
議会事務局次長	西山浩太
次長補佐	松本光枝
係長	神長利久
主幹	塩田拓生

議事日程第2号

令和4年3月2日（水曜日）

午後2時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第22号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第23号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例について
- 議案第27号 笠間市障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例について
- 議案第28号 動産購入契約の締結について

- 議案第29号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第3 議案第30号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第12号）
- 議案第31号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第32号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第33号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第34号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第35号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第36号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第37号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第38号 令和4年度笠間市一般会計予算
- 議案第39号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第40号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第41号 令和4年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第42号 令和4年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第43号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第44号 令和4年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第45号 令和4年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第46号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 議案第47号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計予算
- 日程第5 決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第22号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第23号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について
- 議案第25号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例について
- 議案第27号 笠間市障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例について
- 議案第28号 動産購入契約の締結について

- 議案第29号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第3 議案第30号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第12号）
- 議案第31号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第32号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第33号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第34号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第35号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第36号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第37号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第38号 令和4年度笠間市一般会計予算
- 議案第39号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第40号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第41号 令和4年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第42号 令和4年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第43号 令和4年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第44号 令和4年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第45号 令和4年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第46号 令和4年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 議案第47号 令和4年度笠間市公共下水道事業会計予算
- 日程第5 決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

午後2時00分開議

開議の宣告

○議長（石松俊雄君） それでは、ただいまより本日の本会議を開会いたします。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は20名であります。本日の欠席議員は2番安見貴志君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（石松俊雄君） 日程について、報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第2号のとおりといたします。
これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（石松俊雄君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番村上寿之君、10番石井 栄君を指名いたします。

議案第22号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第23号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第24号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について

議案第25号 笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第26号 笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例について

議案第27号 笠間市障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例について

議案第28号 動産購入契約の締結について

議案第29号 公の施設の広域利用に関する協議について

○議長（石松俊雄君） 日程第2、議案第22号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから議案第29号 公の施設の広域利用に関する協議についての8件を一括議題といたします。

議案の説明は既に終了しておりますので、これより質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許可いたします。

なお、質疑は3回までとなります。複数の議案に質疑がある場合は、1議案ごとに質疑を終結させて次の項目に移るようにしてください。

10番石井 栄君の発言を許可いたします。

○10番（石井 栄君） 10番、日本共産党の石井 栄でございます。議長の許可を受けまして、議案の質疑を行います。

まず初めに、議案第22号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。これについて、条例案の記述中に次のような記述があります。

行政職給料表1の適用を受ける職員でその職務の級が6級である者をAとし、並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任等がこれに相当す

る者、これをBとして質疑に臨みます。

- 1、A、Bの具体的職務は何か。一般職員とはどのような関係にあるか。
 - 2、A、Bへの期末手当支給額の1人当たり平均額は幾ら減少するか。
 - 3、上記②は、一般職員との関係では幾らになるか。
 - 4、今回の改定で、上記A、Bの期末手当の減額の総額は幾らになるか。
 - 5、4に関して一般職員への影響額の総額は幾らになるか。
 - 6、条例案で会計年度任用職員はどのように位置づけられているか。
 - 7、会計年度任用職員に対する影響額の1人当たりの平均額、総額は幾らになるか。
- この七つの点について、1回目の質問を行いますので、よろしくお願いたします。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

〔市長公室長 中村公彦君登壇〕

○市長公室長（中村公彦君） 10番石井議員の御質問にお答えいたします。

まず、行政職給料表1の適用を受ける職員でございますけれども、行政職の部課長等でございます。同表以外の各給料表の適用を受ける職員といたしましては、行政職以外の部課長等ございまして、消防職では消防長や消防署長など、医療職では市立病院院長などでございます。いずれも管理または監督の地位にあります職員で、いわゆる特定幹部職員といわれる管理職ということになります。

次に、部課長等の特定幹部職員に係る令和4年6月支給月の支給割合の引下げによりまして、改正前と比較いたしまして1人当たり平均額でございますけれども3万7,379円減少しまして、また、令和3年12月支給期の引下げ相当額の調整によりまして、1人当たり平均額7万4,758円減少となります。今回の条例改正によるこれらの影響額を合計いたしますと、令和4年6月支給月の期末手当は、1人当たり平均11万2,137円の減少となります。

次に、特定幹部職員以外の職員に係る令和4年6月の支給割合の引下げによりまして、改正前と比較いたしまして、1人当たり平均額2万5,741円減少し、また、令和3年12月支給期の引上げ相当額の調整によりまして、1人当たり平均額5万1,215円減少となります。今回の条例改正によりまして、これらの影響額を合計いたしますと、令和4年6月支給月の期末手当は、1人当たり7万6,956円の減少という形になります。

次に、特定幹部職員の期末手当の減額でございますけれども、令和4年6月の支給割合の引下げによる影響額の合計が257万9,150円、また、令和3年12月支給期の引下げ相当額の調整額の合計が515万8,326円となりまして、今回の条例改正による影響額は総額773万7,476円となります。

次に、特定幹部職員以外の職員の影響額につきましては、令和4年6月支給割合の引下げによる影響額の合計が1,613万9,657円。また、令和3年12月支給期の引下げ相当額の調整額の合計が3,175万3,049円となりまして、今回の条例改正による影響額は総額4,789万2,706円となります。

次に、会計年度任用職員についてでございますけれども、会計年度任用職員の身分につきましては、地方公務員法第22条の2に規定する職員でございます。給料表も行政職給料表に準じております。期末手当の支給割合も正職員同様としていることから、今回の改正を行うものでございます。

会計年度任用職員に対する影響額につきましては、令和4年6月の支給割合の引下げによる影響額で、1人当たり平均額1万423円減少し、合計で307万4,862円の減少となります。また、令和3年12月支給期の引下げ相当額の調整額は、1人当たり平均額2万845円減少し、合計で614万9,888円の減少となります。

今回の条例改正による影響額は、総額922万4,070円という形になります。

以上でございます。

○議長（石松俊雄君） 10番石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 影響額は分かりましたので、これで結構でございます。

それでは、次に、議案第26号 笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例に関して、第1回目の質問を行います。

条例案の第7条の2項に、「住宅関連事業者は、住宅の建築等に当たっては、当該住宅に入居しようとするものに対して、当該住宅が所属する地域の行政区に関する情報を提供するものとし」と、このように記載されていますけれども、どこまでのどのような情報を提供することを求めているのか。

2、上記1に関して、個人情報保護の観点はどのように適用されるのか、お伺いをいたします。お願いします。

○議長（石松俊雄君） 総務部長石井克佳君。

〔総務部長 石井克佳君登壇〕

○総務部長（石井克佳君） 10番石井議員の御質問にお答えをいたします。

まず、本条例の第7条第2項で規定をしております所在する地域の行政区に関する情報について、どこまでの情報を提供することを求めているかでございますが、新たに住宅に入居する方々に対しまして、当該住宅が所在する行政区の区域や、あるいは行政区の名称、または行政区の果たす役割や、あるいは区長の連絡先などの情報を提供していただきまして、併せて加入促進もお願いをするものでございます。

次に、②の個人情報保護の観点はどのように適用されるのかについての御質問でございます。市では、個人情報保護条例の規定に基づきまして、個人情報を取り扱うものでございます。その際、例えば区長の連絡先など区長御本人の個人情報に相当するような部分につきましては、事前に同意をいただきまして提供をするものでございます。

○議長（石松俊雄君） 10番石井 栄君。

○10番（石井 栄君） 今、御説明がありましたように、個人情報のほうの規定に基づいて対応するということですので、例えば、2回目の質問で一つだけ確認したいことがあ

ります。例えば、いろんな諸事情で県外に転出をして、ある行政区に所属するようになった人が知られたくないということで、情報の提供を差し止めるように市役所のほうに申し入れることがございますけれども、そのような情報についても、法の規定によって、しっかり流出をするようなことがないように対応するというところでよろしいんですね。

個人情報保護条例の観点によって保護されるということでよろしいんですね。

○議長（石松俊雄君） 市長公室長中村公彦君。

○市長公室長（中村公彦君） 先ほどの私の答弁のほうで、1点、訂正のほうをお願いいたします。

会計年度任用職員の6月期の引上げ額の合計ですけれども、先ほど私、307万4,862円と申しましたけれども、307万4,682円の間違いでございました。訂正させていただきます。

○議長（石松俊雄君） すみません、石井議員、訂正ですので、申し訳ありません。

それでは、答弁お願いいたします。

総務部長石井克佳君。

○総務部長（石井克佳君） 第7条第2項の住宅関連業者に対する情報の提供、その個人情報情報の取扱いですが、これは、住民の方の情報に関してはなくて、区長の情報等について、新しく入ってきた方に提供をさせていただくというような趣旨の条文でございます。

○10番（石井 栄君） じゃ、結構です。

○議長（石松俊雄君） よろしいですか。

以上で質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第22号から議案第29号につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託区分表のとおり所管の常任委員会へ付託をいたします。

議案第30号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第12号）

議案第31号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第32号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第33号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第34号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第35号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）

議案第36号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第4号）

議案第37号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（石松俊雄君） 日程第3、議案第30号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第12号）から議案第37号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）の8件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、各常任委員会の委員長より審査の経過並びに結果につい

て報告を求めます。

初めに、総務産業委員会委員長より報告をお願いいたします。

委員長田村幸子君。

〔総務産業委員長 田村幸子君登壇〕

○総務産業委員長（田村幸子君） 今期市議会定例会において総務産業委員会に付託されました議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、本日午前10時から、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第30号令和3年度笠間市一般会計補正予算（第12号）のうち、市長公室、総務部、市民生活部、産業経済部、消防本部及び農業委員会事務局、会計課、議会事務局所管についての審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、消防本部所管では、熱海市の災害に何名の消防団員を派遣したかとの質疑に対し、7月24日から26日までに6名派遣したとの答弁がありました。

次に、産業経済部農政課所管では、イノシシ捕獲処分補助金の減額について、駆除隊、また、地域における箱わな捕獲の実績はどのくらいかとの質疑に対し、全体の捕獲状況は、令和2年度1,145頭の捕獲実績に対し、令和3年度はイノシシの生息数が減少していると思われることから、実績見込みで700頭程度とし、減額している。また、県央地域全体でイノシシの生息数が減少傾向にあることから、これまでの捕獲の一定の効果があったと見られるとの答弁がありました。

以上のような審査を踏まえた結果、総務産業委員会に付託になりました議案第30号について採決しましたところ、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告をお願いいたします。

委員長大関久義君。

〔教育福祉委員長 大関久義君登壇〕

○教育福祉委員長（大関久義君） 教育福祉委員会より審査結果の報告を申し上げます。

今期市議会定例会において、教育福祉委員会に付託になりました補正予算に係る議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告を申し上げます。

当委員会は、本日午前10時から、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第30号のほか4件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑等を申し上げます。

初めに、議案第30号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第12号）では、学務課所管

の修学旅行取消し料について、補正額が高いのではないかとの質疑があり、この予算はこれから予定している宿泊学習や修学旅行7件分が、新型コロナウイルス感染により中止または延期になり取消し料が発生してしまう場合のために、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を用いて取消し料を確保するものである。どの段階でキャンセルするのかによっては料金は変わってくるが、最大限である当日キャンセルの取消し料で積算したとの答弁がありました。

次に、議案第32号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）では、後期高齢者健康診査委託料の減額について、受診者数の内訳を確認する質疑があり、年度当初は3,100人の受診を見込み、実績では2,217人であったため減額するものだが、受診者数については、昨年度は1,261人の受診であったため、受診者数は伸びているとの答弁がありました。

次に、議案第33号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）では、介護予防サービス給付費負担金の増額利用についての質疑があり、訪問介護や訪問リハビリステーションの利用者数が増えたことによる増額である。コロナ禍のため、通所の利用が控えられ、訪問サービスを利用する方が増えたとの答弁がありました。

このほか、議案第31号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第35号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）については、執行部からの詳細な説明をもって了承した次第であります。

以上のような審査を踏まえ、全ての議案について、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過と結果であります。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 次に、建設土木委員会委員長より報告をお願いいたします。

委員長内桶克之君。

〔建設土木委員長 内桶克之君登壇〕

○建設土木委員長（内桶克之君） 今期市議会定例会において、建設土木委員会に付託になりました補正予算に係る議案について、審査の経過並びに結果を会議規則第39条第1項の規定に基づき御報告申し上げます。

当委員会は、本日午前10時から、執行部より関係部課長の出席を求め、当委員会に付託になりました議案第30号ほか3件の付託案件を審査を行いました。

審査の過程で、主な質疑並びに審査結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第30号 令和3年笠間市一般会計補正予算（第12号）であります。上下水道部下水道課所管では、合併浄化槽の補助対象件数の確定により減額することになったが、近年、申請するなどの傾向はどのように把握しているのかという質疑に対し、執行部より、ここ数年、100件前後の申請で推移している。今後も啓発、PR活動を継続的に行

ってきたいという答弁がありました。

都市建設部管理課所管では、まきば公園に日陰をつくるという目的で、キンモクセイの植樹をするということだが、設置の場所はどこなのか。公園に樹木の設置により利用がしづらくなならないよう、配慮をお願いしたいとの質疑に対し、執行部からは、場所については、利用者が利用しづらくなならない場所の植樹をすることで検討中で、キンモクセイの下にベンチを設置する考えであるとの答弁がありました。

このほか、議案第34号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第36号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第4号）、議案第37号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）の3件は、執行部の詳細な説明をもって了承した次第でございます。

審査の結果、当委員会に付託になりました全ての議案は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過及び結果でございます。議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（石松俊雄君） 以上で、各常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

10番石井 栄君。

〔10番 石井 栄君登壇〕

○10番（石井 栄君） 10番日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けまして、反対討論を行います。

議案第30号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第12号）に、反対の立場で討論を行います。

令和3年度笠間市一般会計補正予算（第12号）では、予算の総額に歳入歳出それぞれ8億633万円を追加し、予算総額を371億1,459万2,000円とするものであります。内容を見ますと、自宅療養者支援に249万余円、民間認定こども園負担金に2,440万円、保育所入所負担金2,370万円、茨城県低所得のひとり親世帯に対する生活支援特別支給金4,250万円、予防費、予防接種などに2,842万2,000円、それから、障害福祉費として、難病患者支援、障害者自立支援、障害者地域生活支援事業に1,337万7,000円など、市民にとって大切な事業に支出されるものが数多くありまして、これらの予算の大部分には賛成であります。

継続費補正では、笠間保健センター解体事業が計上され、今年度519万円減額され、この額が補正後の年額割、令和3年度が4,884万円に変更され、確定をされました。地元市民をはじめ、多くの市民が存続と活用を求めた立派な建物がなくなったことは、大変残念

であります。人間国宝の故松井氏が製作した作品が、解体を逃れて本会議場入り口脇に据えつけられており、往時をしのばせる作品となっております。

第4表、繰越明許費補正として、総務費、戸籍、住民基本台帳費、事業名マイナンバーカード交付事業に440万円が計上されております。今年度中に執行することが困難なため、来年に繰り越して執行する方針であるとの説明です。私たちは、マイナンバーカードの活用に反対であり、今年度執行できない分を来年に繰越して執行することについても反対であります。事業を継続することに反対でありまして、その理由は、マイナンバーカードの利用は個人情報の保護を危うくし、国民への監視に導く懸念があるからであります。

以上により、議案第30号、一般会計補正予算（第12号）に反対いたします。議員の皆様方には、御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、反対討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（石松俊雄君） ほかに討論はございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決をいたします。

初めに、議案第30号 令和3年度笠間市一般会計補正予算（第12号）を採決いたします。この採決は採決システムにより行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方はボタンを押してください。賛成の方は赤いボタン、ボタンが赤く点灯しているか確認をお願いします。

よろしいでしょうか。

〔賛成者ボタン押下〕

○議長（石松俊雄君） それでは、採決を確定いたします。投票総数19、賛成16、反対3。賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和3年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決しました。

次に、議案第32号 令和3年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 令和3年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 令和3年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 令和3年度笠間市立病院事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 令和3年度笠間市水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 令和3年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第38号 令和4年度笠間市一般会計予算

議案第39号 令和4年度笠間市国民健康保険特別会計予算

議案第40号 令和4年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

- 議案第 4 1 号 令和 4 年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第 4 2 号 令和 4 年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 4 3 号 令和 4 年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 4 4 号 令和 4 年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第 4 5 号 令和 4 年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第 4 6 号 令和 4 年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 議案第 4 7 号 令和 4 年度笠間市公共下水道事業会計予算

○議長（石松俊雄君） 日程第 4、議案第 38 号 令和 4 年度笠間市一般会計予算から議案第 47 号 令和 4 年度笠間市公共下水道事業会計予算の 10 件を一括議題といたします。

議案の説明は既に終了しておりますので、これより質疑に入りますが、通告がありませんでしたので質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 38 号から議案第 47 号につきましては、委員会条例第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、9 名の委員で組織する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査をします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

さらにお諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、1 番坂本奈央子君、4 番田村幸子君、5 番益子康子君、6 番中野英一君、8 番田村泰之君、9 番村上寿之君、10 番石井 栄君、15 番飯田正憲君、18 番大関久義君、以上 9 名を指名します。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、ただいま指名いたしました 9 名を予算特別委員会委員に選任することに決定しました。

決議案第 1 号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

○議長（石松俊雄君） 日程第 5、決議案第 1 号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

14 番藤枝 浩君。

〔14 番 藤枝 浩君登壇〕

○14 番（藤枝 浩君） 14 番、市政会・公明の藤枝 浩であります。ただいまの議長の

命に従い、提出者を代表して、決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議の提案理由について説明します。

去る2月24日のロシア軍によるウクライナ侵攻は、国民、社会の平和と安全を著しく損なう明らかな国際法、国連決議憲章違反であります。断じて容認することはできません。

よって、笠間市議会として、ロシア軍によるウクライナの侵攻に断固抗議し、軍の即時撤収、国際法の遵守を強く求めるために提案するものであります。各議員の御賛同をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石松俊雄君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決を行います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 討論を終わります。

これより採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石松俊雄君） 御異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

○議長（石松俊雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、3月14日月曜日午前10時に開会をいたします。

この後、直ちに予算特別委員会を開きますので、委員の方は全員協議会室にお集まりをください。また、予算特別委員会終了後には、議会運営委員会を開催いたします。議会運営委員の方は委員会室に御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会であります。

大変お疲れさまでした。

午後2時41分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 松 俊 雄

署 名 議 員 村 上 寿 之

署 名 議 員 石 井 栄